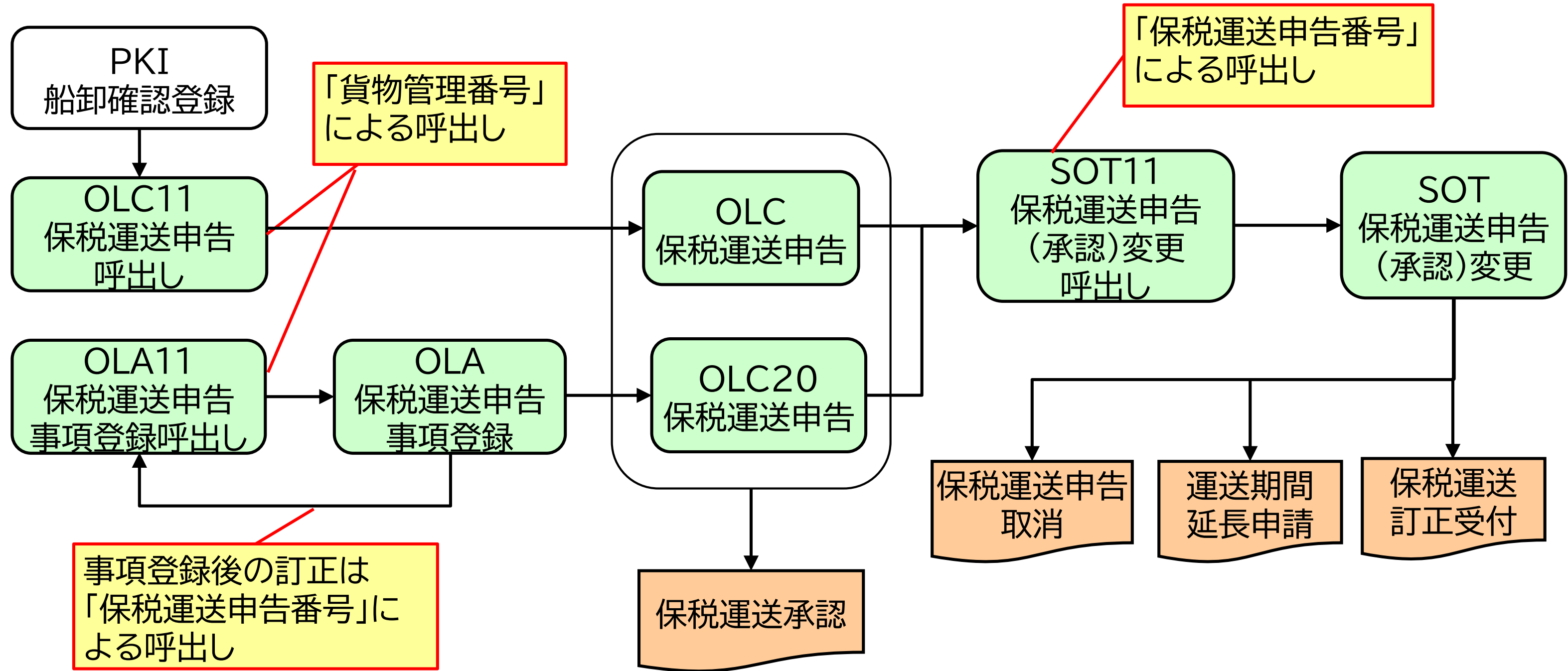


# 保税運送業務

# 保税運送申告フロー



OLC（保税運送申告）業務/OLC20（保税運送申告）業務が書類審査扱いとなった場合およびSOT（保税運送申告（承認）変更）業務による変更は、税関によるSET（保税運送申告審査終了）業務により承認されます。

# 保税運送申告の自動起動(搬入時・開庁時識別)

## (1)通常の申告（自動起動なし）

即時に申告を行います。

税関の開庁時間外に申告を行う場合は、OSA(時間外執務要請届)業務を行う必要があります。

## (2)開庁時自動起動

税関の開庁時間到来を契機に申告を行います。

開庁時間内は開庁時自動起動の登録はできません。

## (3)搬入時(船卸時)自動起動

発送地への搬入(「搬入確認登録」または「船卸確認登録」業務)を契機に申告を行います。

起動時刻が税関の開庁時間外の場合は開庁時自動起動に切り替わります。

# OLC:保税運送申告

## OLC11業務 入力画面

保税運送申告番号  
(個別運送管理番号)

貨物管理番号

1

2

- 保税申告DBから呼出し「保税申告番号」を入力
- 貨物情報DBから呼出し「貨物管理番号」を入力

## OLC業務 入力画面(共通部上段)

共通部

繰返部

処理区分※

(9 : 登録 5 : 訂正 1 : 取消し)

保税運送申告番号 (個別運送管理番号)

包括保税運送承認番号

搬入時・開庁時識別

申告官署

申告者

住所

自社・他社

運送具

運送目的

運送種別

運送期間

2024/02/15

から

まで

発送地

保税地域

パース

港

-

到着地

-

記事 1

通関業者が代理申告を行う場合に入力

代理申告を行う場合に入力  
J: 自社運送する場合  
T: 他社運送する場合

- NR: 一般運送  
EA: 一般運送 (船側発送で揚地詮議有の場合)  
QU: 検疫の経由運送  
KR: 仮陸揚貨物の運送  
MK: 市内運送  
KK: 仮陸揚貨物の市内運送  
KS: 簡易運送  
AU: 特定保税運送  
※ 包括保税運送に係る個別運送情報及び特定保税運送の登録の場合は入力不可

- SHI: 荷主指定蔵置場へ搬入のため  
RES: RE-SHIPのため  
FED: FEEDER運送  
BAG: 旅具通関のための運送  
KNU: 輸入申告中の運送  
OTH: その他  
※ 包括保税運送に係る個別運送情報及び特定保税運送の登録の場合は「KNU」は入力不可

# OLC:保税運送申告

## OLC業務 入力画面(共通部下段)

1

貨物管理番号

品名

品目番号

記号番号

最初蔵入・総保入日

\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_

保税工場製品

原産地

積出地

船舶

-

入港日

\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_

輸入者

①

-

②

他法令1

2

3

4

5

個数

-

総重量

-

容積

-

価格

-

発送地リマーク1

2

3

4

5

- 輸入貨物の場合は輸入者コードを通関積戻し貨物の場合に輸出者コードを入力
- 貨物情報DBに登録されていない場合または貨物情報 DBに登録されている荷受人コードまたは荷送人コードと異なる場合は必須入力
- ①は法人番号の入力が可。ただし、輸出入者符号と紐づけない法人番号で入力した場合は名称入力が必要
- ①は法人番号と紐づけない輸出入者コードの入力が可
- 法人番号、輸出入者符号のない無符号者は、②のみ入力

- 貨物情報DBの「積出地コード」「船舶コード」「積載船名」「個数」「個数単位コード」「総重量」「重量単位コード」「収容先コンテナ番号(注 1申告で登録できるコンテナ本数は200本)」と申請項目内容が一致していないとエラーになります。
- 品名欄等、貨物情報DBから補完されない場合に必須入力となる項目もあります。

# OLA: 保税運送申告事項登録

## OLA11業務 入力画面

保税運送申告番号 (個別運送管理番号)

コンテナ自動抽出 ☐

貨物管理番号 1 OTH0123456789

2

コンテナ内蔵のまま運送する場合は「Y」を入力

- 貨物情報DBから情報を呼び出す場合は「貨物管理番号」を入力
- 申告番号払出し後は、申告番号から呼び出す

- OLA業務で払い出された保税運送申告番号を入力
- OLA業務の入力控の画面を再送信することで申告可能
- OLA業務を行った申告は、OLC20業務でのみ申告可能
- OLC20業務実施までの事項登録内容の訂正はOLA11業務で保税運送申告番号から呼出し行う。

## OLA業務 入力画面(共通部)

共通部 繰返部

保税運送申告番号 (個別運送管理番号)

包括保税運送承認番号

申告官署

申告者  -

住所

自社・他社

運送具\* 31 運送目的\* SHI 運送種別 NR

運送期間 2024/02/15 から / / まで

発送地 保税地域 1HE05 パース  港  -

到着地\* 1AWWW - NACCS (DUMMY HOZEI SOKO)

記事1

コンテナ自動抽出 ☐

1 貨物管理番号\* OTH0123456789

品名 VEGETABLE PRODUCTS

品目番号 2001

## 入力控

共通部 繰返部

保税運送申告番号 (個別運送管理番号) 15000169210

包括保税運送承認番号

搬入時・開庁時識別

申告官署 1A

申告者 1ATC5 - TSUKAN-C5

住所 TOKYO TO MINATO KU

自社・他社

運送具 31 運送目的 SHI 運送種別 NR

運送期間 2024/02/15 から 2024/02/21 まで

発送地 保税地域 1HE05 パース  港  - ZOUCI-E05

到着地 1AWWW - NACCS (DUMMY HOZEI SOKO)

記事1

1 貨物管理番号 OTH0123456789

品名 VEGETABLE PRODUCTS

品目番号 2001

## OLC20業務 入力画面

保税運送申告番号 15000169210 (個別運送管理番号)

搬入時・開庁時識別

- 払い出された保税運送申告番号
- 入力控の出力情報コードはSAS1360

# SOT:保税運送申告(承認)変更



## SOT11業務 入力画面

処理区分※  (5 : 訂正 1 : 取消し 4 : 運送期間延長)

保税運送申告番号※  (個別運送管理番号)

## SOT業務 入力画面(共通部)

共通部 繰返部

処理区分  (5 : 訂正 1 : 取消し)

保税運送申告番号 (個別運送管理番号)

包括保税運送承認番号

搬入時・開庁時識別 ☐ 申告官署

申告者  -

住所

自社・他社

運送具  運送目的  運送種別

運送期間  から  まで

発送地  パース  港  -

到着地  -

記事1

(参考) 貨物管理番号単位での訂正・取消・追加の入力方法  
複数の貨物管理番号をまとめて1つの保税運送申告をしている場合で、  
貨物管理番号単位での訂正・取消・追加が発生したときは以下のとおり  
入力します。

(入力例) 1つの保税運送申告において、貨物A,Bを申告していた場合

| 項目 |           | 処理区分<br>(共通項目) | 貨物Aの<br>訂正区分<br>(欄項目) | 貨物Bの<br>訂正区分<br>(欄項目) | 貨物Cの<br>訂正区分<br>(欄項目) |
|----|-----------|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 訂正 | 共通部のみを訂正  | 5<br>(訂正)      | 5<br>(訂正なし)           | 5<br>(訂正なし)           | —                     |
|    | 貨物Aの欄項目訂正 | 5<br>(訂正)      | 5<br>(訂正)             | 5<br>(訂正なし)           | —                     |
|    | 貨物Bの取消し   | 5<br>(訂正)      | 5<br>(訂正なし)           | 3<br>(取消し)            | —                     |
|    | 貨物Cの追加    | 5<br>(訂正)      | 5<br>(訂正なし)           | 5<br>(訂正なし)           | 2<br>(追加)             |

- SOT11(保税運送申告(承認)変更呼出し)業務で申告情報と呼出し、必要箇所を入力・上書き訂正します。
- 「申告官署」、「申告者」、「発送地」、「運送期間の開始日」は訂正できません。本業務にて保税運送申告を取消し後、再度 OLC業務にて保税運送申告を行います。

# 保税運送申告の訂正・取消し

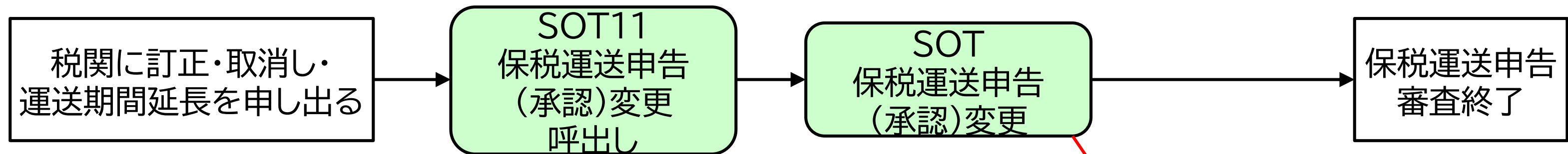
## (1) 保税運送申告前(自動起動前)の訂正・取消し

「開庁時自動起動」あるいは「搬入時(船卸時)自動起動」にて登録した保税運送の自動起動前の場合の訂正・取消しは、OLC11(保税運送申告呼出し)業務で呼出しのうえ、OLC業務にて行います。



## (2) 保税運送申告後(承認前・承認後)の訂正・取消し・運送期間延長申請

- 保税運送申告後(承認前・承認後)の訂正・取消し、及び承認後の運送期間延長申請は、税関に申し出た後、SOT11業務にて呼出しのうえ、SOT業務にて行います。
- SOT業務は税関による審査終了により承認されます。
- 「到着地の訂正」を除き、既に発送された貨物の訂正・取消はできません。税関の了解を得た上で一旦発送地での搬出確認登録を取消し後、SOT業務にて訂正・取消を行います。



以下の場合には、システムでの訂正・取消しができません。

- 保税運送期間を過ぎた後の運送期間の延長
- 保税運送申告後の訂正が9回を超える場合
- 輸入申告中の運送申告の訂正
- 運送期間延長承認申請の訂正及び撤回 など

処理区分  
5:訂正  
1:取消し  
4:運送期間延長